

健康福祉委員会 令和2年9月14・15日
健康政策部 資料 54番
所管 感染症対策課

インフルエンザ予防接種助成について

毎年、冬季にインフルエンザウイルス感染症が流行するが、今冬は発熱等、症状の類似する新型コロナウイルス感染症も念頭において医療機関では対応する必要がある。今年度は下記の助成制度を実施し、医療機関の負担軽減をはかる。

1 高齢者におけるインフルエンザ予防接種助成

定期接種の対象である65歳以上、60~64歳で障害のある対象者に対し、自己負担額分を区が負担する。

周知方法：個別に予防接種予診票を送付

（従来）自己負担額 2,500円

（令和2年度）自己負担額 なし

2 小児におけるインフルエンザ予防接種助成

小児のインフルエンザ予防接種は任意接種であるが、下記の通り費用助成を行う。医療機関に申込書を設置し、次の金額を助成し医療機関の設定する額との差額が自己負担となる。

周知方法：区報、ホームページ、医療機関や保育所等でのポスター掲示

（令和2年度）1歳以上13歳未満 2回接種、各2,000円助成

13歳以上15歳以下（中学3年生） 1回接種、2,000円助成